

○国土交通省告示第百二十三号
 環境省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣 枝野 幸男
 国土交通大臣 羽田雄一郎
 環境大臣 長浜 博行

型式届出番号 特定特殊自動車の車名及び型式 N V-1068 鏡研 F S V-50 D
 特定原動機の型式 K D N-4 T N
 届出事業者の氏名 鏡研工業株式会社
 又は名称
 届出事業者の住所 東京都豊島区高田 2 T 田 17 番 22 号

○国土交通省告示第百二十四号
 環境省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣 枝野 幸男
 国土交通大臣 羽田雄一郎
 環境大臣 長浜 博行

型式届出番号 特定特殊自動車の車名及び型式 N V-1069 古河 T 1 A M
 特定原動機の型式 Q S B 4.5-3
 届出事業者の氏名 古河ロケットドゥル株式会社
 又は名称
 届出事業者の住所 東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号

○国土交通省告示第百二十五号
 環境省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣 枝野 幸男
 国土交通大臣 羽田雄一郎
 環境大臣 長浜 博行

型式届出番号 特定特殊自動車の車名及び型式 N V-1070 古河 C J M 2200 B E-V
 特定原動機の型式 Q S B 4.5-3
 届出事業者の氏名 古河ロケットドゥル株式会社
 又は名称
 届出事業者の住所 東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号

○国土交通省告示第百二十六号
 環境省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣 枝野 幸男
 国土交通大臣 羽田雄一郎
 環境大臣 長浜 博行

型式届出番号 特定特殊自動車の車名及び型式 N V-1071 ソフトオートテクノ ロジュー 5 F D S 60
 特定原動機の型式 J 05 E-1 V A
 届出事業者の氏名 ソフトオートテクノ ロジュー株式会社
 又は名称
 届出事業者の住所 東京都港区芝大門一丁目 1 番 30 号

○国土交通省告示第百二十七号
 環境省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣 枝野 幸男
 国土交通大臣 羽田雄一郎
 環境大臣 長浜 博行

型式届出番号 特定特殊自動車の車名及び型式 N V 2-49 コーツ 0 D 120
 特定原動機の型式 S A A 6 D 107
 届出事業者の氏名 コーツ
 又は名称
 届出事業者の住所 株式会社ノル製作所 東京都港区赤坂二丁目 3 番 6 号

○国土交通省告示第百二十八号
 環境省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣 枝野 幸男
 国土交通大臣 羽田雄一郎
 環境大臣 長浜 博行

型式届出番号 特定特殊自動車の車名及び型式 N V-1072 ヤマモト自走式残統 板機 Y K Z-35 U G-C 2
 特定原動機の型式 4 J J 1 X D J
 届出事業者の氏名 ヤマモトロケットン
 又は名称
 届出事業者の住所 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

○国土交通省告示第百二十九号
 環境省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣 枝野 幸男
 国土交通大臣 羽田雄一郎
 環境大臣 長浜 博行

型式届出番号 特定特殊自動車の車名及び型式 N V-1073 フォーエム MR C-100
 特定原動機の型式 4 J J 1 X D J
 届出事業者の氏名 株式会社フォーエム
 又は名称
 届出事業者の住所 佐賀県唐津市原 1534 番 地

○国土交通省告示第百五十号
 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の種類、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年十二月十三日

国土交通大臣 羽田雄一郎

第二項の表守谷 V O R の項を削る。
 第五項の表守谷 D M E の項に「S N E」を「S N D」に「守谷 V O R」と組合せ V O R / D M E とし「運用」を「なし」と改める。
 附則
 この告示は、平成二十五年二月七日から施行する。